

成人ウエルネス参加規約細則（みなみグローバルコミュニティセンター）

(目的)

第1条 この細則は、熊本YMC A成人ウエルネス参加規約第21条に基づき、みなみグローバルコミュニティセンターにおける参加規約の細部を定めたものである。

(コース種別・参加費・利用時間等)

第2条 みなみグローバルコミュニティセンターにおけるコース種別、参加費及び利用時間等は次のとおりとする。

| コース種別     | 明細   | YMCA会員  |          | 一般参加者   |          | 利用時間  |
|-----------|------|---------|----------|---------|----------|---|
|           |      | 月額      | 年一括      | 月額      | 年一括      |   |
| ウェルネス     | 参加費  | 9,430円  | 108,440円 | 10,260円 | 117,990円 | 9:30～22:00（月～金）                                   |
|           | 普通会費 | 350円    | 4,200円   | —       | —        | 9:30～21:00（土）                                     |
|           | 計    | 9,780円  | 112,640円 | 10,260円 | 117,990円 | 9:30～18:00（祝）                                     |
| アクア       | 参加費  | 7,780円  | 89,470円  | 8,530円  | 98,090円  | 9:30～22:00（月～金）                                   |
|           | 普通会費 | 350円    | 4,200円   | —       | —        | 9:30～21:00（土）                                     |
|           | 計    | 8,130円  | 93,670円  | 8,530円  | 98,090円  | 9:30～18:00（祝）                                     |
| デイタイム     | 参加費  | 7,450円  | 85,670円  | 8,190円  | 94,180円  | 9:30～17:00（月～金）                                   |
|           | 普通会費 | 350円    | 4,200円   | —       | —        |   |
|           | 計    | 7,800円  | 89,870円  | 8,190円  | 94,180円  |   |
| 学生        | 参加費  | 7,230円  | 83,140円  | 7,950円  | 91,420円  | 17:00～22:00（月～金）                                  |
|           | 普通会費 | 350円    | 4,200円   | —       | —        | 9:30～21:00（土）                                     |
|           | 計    | 7,580円  | 87,340円  | 7,950円  | 91,420円  | 9:30～18:00（祝）                                     |
| ファミリー（2人） | 参加費  | 17,860円 | 205,390円 | 19,480円 | 224,020円 | 9:30～22:00（月～金）<br>9:30～21:00（土）<br>9:30～18:00（祝） |
|           | 普通会費 | 700円    | 8,400円   | —       | —        |   |
|           | 計    | 18,560円 | 213,790円 | 19,480円 | 224,020円 |   |
| ファミリー（3人） | 参加費  | 26,290円 | 302,330円 | 28,700円 | 330,050円 | 9:30～22:00（月～金）<br>9:30～21:00（土）<br>9:30～18:00（祝） |
|           | 普通会費 | 1,050円  | 12,600円  | —       | —        |   |
|           | 計    | 27,340円 | 314,930円 | 28,700円 | 330,050円 |   |
| 親子        | 参加費  | 5,250円  | 60,370円  | 5,880円  | 67,620円  | 9:30～22:00（月～金）                                   |
|           | 普通会費 | 350円    | 4,200円   | —       | —        | 9:30～21:00（土）                                     |
|           | 計    | 5,600円  | 64,570円  | 5,880円  | 67,620円  | 9:30～18:00（祝）                                     |

注1) 年一括は、4月から翌年3月までの参加費一括納入額をいう。

注2) YMCA会員は、上記の会員参加費のほかに普通会費（月額350円、年額4,200円）若しくは維持会費A～Fのいずれかを納入しなければならない。

注3) 登録料1650円（初回のみ）、システム利用料440円（月額）が別途必要です。

スイミングクラスの参加費等は次のとおりとする。

| コース種別        | 明細   | YMCA 会員 |     | 一般参加者   |     | 利用時間                                   |
|--------------|------|---------|-----|---------|-----|--|
|              |      | 月額      | 年一括 | 月額      | 年一括 |  |
| スイミング<br>クラス | 参加 費 | 6,020 円 | —   | 6,680 円 | —   | 10:30～11:30 (月・金)<br>20:00～21:00 (月・金) |
|              | 普通会費 | 350 円   | —   | —       | —   |  |
|              | 計    | 6,370 円 | —   | 6,680 円 | —   |  |

\*上記、第2条のコース種別参加者は、月額 YMCA 会員は 3,300 円・一般会員は 3,460 円でスイミングクラスに参加できる。

、社会情勢・経済情勢の著しい変化、その他の事由により変更することがある。

#### (参加費等の納入方法)

第3条 参加費等の納入方法は次のとおりとする。

- (1) プログラム申込手続時には、システム (Y-Link) にて支払い手続きをしなければならない。
- (2) 月々の参加費の納付は Y-Link にて支払い方法の登録を行い決済するものとする。
- (3) 参加費等は年度開始時のみ一括で納入することができる。
- (4) 一旦納入された参加費等は原則として還付しないものとする。
- (5) 自己の都合によりプログラムに参加しない期間が生じた場合においても、月々の参加費等は納入しなければならない。

#### (参加費等の滞納)

第4条 前条の規定が遵守されない場合は、退会若しくは除名の措置を講ずるものとする。

- (1) 参加費等の滞納通知を発したのちも 3箇月以上納入がなされない場合
- (2) 届出事項の変更等により、参加者本人に退会等の意思確認ができない場合

#### (届出事項等の変更)

第5条 Y-Link 登録内容に変更が生じた場合、参加者は速やかに登録を修正しなければならない。

コース種別の変更は、Y-Link にて前月 20 日までに手続きをしなければならない。

#### (休会・退会手続)

第6条 参加者が休会（最長 3ヶ月）を希望する場合には休会希望月の前月 20 日までに Y-Link にて手続きをしなければならない。また参加者が退会を希望する場合も、退会希望月の 20 日まで Y-Link にて手続きをしなければならない、メンバーシップカードは各自で保管を行う。再入会の際に使用しメンバーシップカード紛失の場合は 550 円支払いが必要となる。

#### (改廃)

第7条 みなみグローバルコミュニティセンターは、必要に応じてこの細則の改廃を行うことができる。

#### 附 則

- 1 この細則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、2014年4月1日から改定
- 3 この細則は、2018年4月1日から改定
- 4 この細則は、2019年8月1日から改定
- 5 この細則は、2019年10月1日から改定
- 6 この細則は、2021年4月1日から改定
- 7 この細則は、2022年10月1日から改定
- 8 この細則は、2023年4月1日から改定
- 9 この細則は、2024年4月1日から改定
- 10 この細則は、2025年4月1日から改定
- 11 この細則は、2025年7月1日から改定